



相続税の申告のしかた

令和6年分用
税務署

◎ はじめに【必ずお読みください】

① 相続税のあらまし

- 1 相続税とはどのような税金でしょうか…………… 1
- 2 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与とはどのようなことでしょうか…………… 1

② 相続税の申告

- 1 どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか…………… 2
- 2 相続税の申告書は、いつまでに、どこに提出するのでしょうか…………… 2
 - Q & A 私は相続税の申告書の提出が必要ですか？…………… 3
- 3 相続税は、どのような財産にかかるのでしょうか…………… 3
 - Q & A 家族名義の財産は？…………… 3
 - Q & A 相続税の課税対象となる生命保険金（退職手当金等）の金額は？…………… 6
- 4 相続税は、どのように計算するのでしょうか…………… 8
 - (1) 相続税額の計算方法について…………… 8
 - Q & A 相続税額の計算方法は？…………… 10
 - (2) 税額控除のあらまし…………… 11
 - Q & A 配偶者は相続税が軽減される？…………… 11
 - (3) 相続財産の評価のあらまし…………… 13
 - Q & A 不動産の評価方法は？…………… 13
 - Q & A 居住用宅地や事業用宅地の課税価格の計算の特例とは？…………… 14
 - (4) 小規模宅地等の特例…………… 16
 - (5) 特定計画山林の特例…………… 20
 - (6) 小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例の併用等…………… 22
 - (7) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例…………… 22
 - (8) 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等…………… 23
 - (9) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等…………… 28
 - (10) 山林についての相続税の納税猶予及び免除…………… 48
 - (11) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除…………… 51
 - (12) 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除…………… 55
 - (13) 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除…………… 58
- 5 相続税の申告期限前に災害により相続財産に被害を受けた場合には相続税が軽減されるのでしょうか…………… 66
- 6 提出した申告書を訂正する必要がある場合は、どうすればよいのでしょうか…………… 67

③ 相続税の納付

- 1 相続税はどのように納めるのでしょうか（金銭納付）…………… 68
 - Q & A 相続税の納付は？…………… 69
 - Q & A 相続税の還付金の受取方法は？…………… 69
- 2 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか…………… 69
- 3 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか（延納及び物納）…………… 71

④ 相続税の申告書の記載例

- 1 申告書の記載の順序について…………… 75
- 2 具体的な記載例について…………… 76
 - Q & A 具体的な相続税額は？…………… 76
 - Q & A 相続人等が申告書を共同して提出する場合の注意点は？…………… 77
 - Q & A 1つの財産を4人以上で共有して取得する場合の記入方法は？…………… 101
 - Q & A 代償財産がある場合の記入方法は？…………… 103

（参考）相続税の申告の際に提出していただく主な書類…………… 112

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】においても相続税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。

※ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

はじめに〔必ずお読みください〕

I この冊子をご利用していただく人

この「相続税の申告のしかた（令和6年分用）」は、令和6年4月1日現在の法令等に基づいて作成しているもので、原則として、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に亡くなられた人に係る相続税の申告のしかたなどについて説明したものです。

II マイナンバー（個人番号）の記載等について

相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続税の申告書を提出する際には、申告書にマイナンバーを記載する必要があります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認及び身元確認）を行うため、申告書に記載された各相続人等の本人確認書類（112ページ参照）の写しを添付する必要があります（各相続人等のうち税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。）。

III この冊子は、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法を「平成21年改正前の租税特別措置法」と表記しています。